

(様式2)  
処分基準(不利益処分関係)

	担当課	河川課	検索番号	
法令名	河川法	根拠条項	第67条	
不利益処分	工事原因者に対する工事の費用の負担命令			
(根拠規定)				
第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。				
(処分基準)				
河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)				
行政手続法の施行に伴う河川法等おける処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達)六				
(4)第67条(原因者負担金)の処分基準について				
河川工事の必要を生じさせた他の工事又は他の行為の費用負担者に当該河川工事の費用を負担させるに当たっては、当該河川工事が河川法第18条により工事原因者に施行を命じるべきものに該当する場合において、当該他の工事又は他の行為により工事の必要が生じた時点における河川又は河川管理施設の機能回復に要した費用を限度として負担させること。				
(その他)				